平成２５年（フ）第１８３８号
神奈川県相模原市中央区千代田３丁目２―８―101
破産者　井上　善彦
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８７２号
東京都荒川区町屋８丁目13―18―302　竹中ビル
破産者　染谷　　勉
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８７５号
千葉県野田市東金野井969―４
破産者　遠藤ひとみ
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９２４号
東京都葛飾区東金町２―９―１―204、住民票上の住所東京都台東区三筋２丁目22―７―803
破産者　下原　裕樹
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９２６号
東京都足立区足立３丁目18―10―501
破産者　伊東　秋美
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９７４号
東京都中野区弥生町３丁目20―７―101
破産者　扇野　敏夫
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２００２号
東京都東村山市美住町１丁目３　美住町１丁目第２アパート４―1002
破産者　御園生祐之
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２００３号
東京都府中市武蔵台３丁目47―２　第10松浦コーポ103
破産者　後藤　久範
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２４号
静岡県沼津市若葉町13番24号
破産者　有限会社ティーワイフーズコーポレーション
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
福島県須賀川市弘法坦39番地
破産者　高林　良輔
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第９６１号
栃木県小山市城北６丁目４番地13亜季第二ビル２Ｆ―Ａ
破産者　有限会社アチーブ
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
千葉県柏市泉町17番７―403号
破産者　於保　龍郎
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４０号
千葉県流山市若葉台58番地の381
破産者　ＧＥＴ株式会社
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４１号
千葉県流山市東初石３丁目110番地の22　グリーンヒルズＢ―202
破産者　有持　浦那
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５８号
千葉県柏市大津ケ丘１丁目52番地５　ラプラス大津ケ丘202
破産者　八代　裕子
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２２３２号
東京都渋谷区神宮前５丁目34番11号
破産者　株式会社ペー・ジェー・セー・デー
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２３３号
福岡県福岡市中央区桜坂１丁目５―15、開始決定時の住所東京都渋谷区渋谷１丁目19―18―707
破産者　野田　憲男
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９４９号
東京都渋谷区本町１丁目60番３号
破産者　株式会社グループ・タック
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７１５号
埼玉県熊谷市村岡399―５―704
破産者　大石　勝也
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２９６号
東京都港区新橋５丁目31番７号
破産者　株式会社アルカディアプランニング
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２９７号
東京都港区新橋５丁目31番７号
破産者　株式会社インターソサエティライディングクラブアルカディア
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部